

令和6年第3回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和6年3月28日(木) 午後 2時00分 開会 午後 2時30分 閉会		
開催場所	瑞浪市役所 4階 全員協議会室		
議長	大山 理晴 会長		
出席委員 (19名)	委員	小 栗 智 幸	安 田 清 和
		渡 邊 美 孝	大 山 理 晴
		勝 股 増 夫	鈴 木 録 郎
		奥 村 正 子	足 立 正 之
		土 屋 敏 子	加 納 富 雄
		安 藤 良 一	成 瀬 良 美
	農地利 用最適 化推進 委員	岩 嶋 貞 夫	勝 股 重 雄
		三 輪 徳 夫	板 橋 仁 晃
		有 我 俊 春	渡 邊 俊 美
		小 川 伸 二	
欠席委員 (3名)		遠 山 英 俊	水 野 安 喜
		小 倉 清 弘	
事務局	局長	工 藤 嘉 高	
	局長補佐	森 本 英 樹	
	主査	日比野 有 真	
	主事	堀 千 佳	
付議事項			
議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について			
議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について			
議第3号 非農地証明申請について			
議題4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積 計画について			
議第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計 画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定 による農用地利用集積等促進計画案について			
付議の内容については別添のとおり			

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和6年第3回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。  
瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員12名、推進委員7名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、鈴木 録郎委員と三輪 徳夫委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

小川 伸二委員、説明をお願いします。

小川委員

去る3月21日に、安田 清和委員、足立 正之委員、日比野主査、堀主事、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては4件であります。内容といたしましては、畑が5筆で、合計面積842㎡であります。詳細については、事務局より説明を求めます。

堀主事

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の1ページから5ページになります。

では2ページをご覧ください。

3条—5

(議案書の内容を説明)

譲渡人が遠方に住んでおり通作が困難なため、譲受人が自宅に隣接する農地を譲り受け、耕作するものです。

次に3ページをご覧ください。

3条—6

(議案書の内容を説明)

譲受人が以前から賃借している農地を購入するものです。

次に4ページをご覧ください。

3条—7

(議案書の内容を説明)

譲受人が以前から借りている農地を購入するものです。

次に5ページをご覧ください。

3条—8

(議案書の内容を説明)

譲渡人が遠方に住んでおり通作が困難なため、譲受人が自宅に隣接する農地を譲り受け、耕作するものです。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議題といたします。

小川 伸二委員、説明をお願いします。

小川委員

農地法第5条の規定による許可申請につきましては17件であります。

内容といたしましては、田が13筆、畑が15筆、他が3筆で、合計面積10963.68㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
ご説明申し上げます。

議案集の6ページから42ページになります。

まずは12ページ、13ページをご覧ください。

5条—15（議案書の内容を説明）

申請地は、宅地、山林、公衆用道路に囲まれた第2種農地で、隣接地  
への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないも  
のと考えます。

次に、14ページ、15ページをご覧ください。

5条—16

（議案書の内容を説明）

申請地は、都市計画で工業地域に指定されている第3種農地で、宅  
地、畑、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策  
が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、16ページ、17ページをご覧ください。

5条—17

（議案書の内容を説明）

申請地は、都市計画で近隣商業地域に指定されている第3種農地で、  
宅地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が  
講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、18ページ、19ページをご覧ください。

5条—18

（議案書の内容を説明）

申請地は、都市計画で工業地域に指定されている第3種農地で、畑、  
宅地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が  
講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、20ページ、21ページをご覧ください。

5条—19

（議案書の内容を説明）

申請地は、田、公衆用道路に囲まれた第2種農地で、隣接地への影響  
がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考え  
ます。

次に、16ページ、22ページをご覧ください。

5条—20

（議案書の内容を説明）

申請地は、都市計画で第2種中高層住居専用地域に指定されている第  
3種農地で、田、宅地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響が  
ないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えま  
す。

次に、23ページ、24ページをご覧ください。

5条—21

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で準工業地域に指定されている第3種農地で、田、宅地、雑種地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、25ページ、26ページをご覧ください。

5条—22

(議案書の内容を説明)

申請地は、田、畑、宅地、水路に囲まれた第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、27ページ、28ページをご覧ください。

5条—23

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、田、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、29ページ、30ページをご覧ください。

5条—24

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、宅地、雑種地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、31ページ、32ページをご覧ください。

5条—25

(議案書の内容を説明)

申請地は、原野、用悪水路に囲まれた第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、4ページ、33ページをご覧ください。

5条—26

(議案書の内容を説明)

申請地は、畑、雑種地、公衆用道路に囲まれた第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、34ページ、35ページをご覧ください。

5条—27

(議案書の内容を説明)

申請地は、田、宅地、公衆用道路に囲まれた第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、36ページ、37ページをご覧ください。

5条—28

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、畑、堤、用悪水路、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、38ページ、39ページをご覧ください。

5条—29

(議案書の内容を説明)

申請地は、田、宅地、公衆用道路に囲まれた第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、40ページ、41ページをご覧ください。

5条—30

(議案書の内容を説明)

申請地は、畑、山林、公衆用道路に囲まれた第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、38ページ、42ページをご覧ください。

5条—31

(議案書の内容を説明)

申請地は、田、公衆用道路に囲まれた第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第2号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします  
議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定します。

次に、議第3号「非農地証明申請について」を議題といたします。

小川 伸二委員、説明をお願いします。

小川委員 非農地証明申請につきましては、1件であります。

内容といたしましては、田が1筆で、面積2,322㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

堀主事 それでは、議第3号「非農地証明申請について」、ご説明申し上げます。

43ページから45ページをご覧ください。

(議案書の内容を説明)

45ページをご覧ください。当該地は平成14年の離農後耕作者がおらず、山林原野化しているため、非農地として扱うことが適当と思われ  
ます。

以上、議第3号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。では、これより議第3号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委員 (質問・意見無し)

議長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第3号「非農地証明申請について」、申請のとおり証明することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第3号については、申請のとおり証明することに決定いたします。

次に、議第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

農林課、説明をお願いします。

堀主事            それでは、議第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」ご説明申し上げます。

46ページから52ページをご覧ください。

(議案書の内容を説明)

以上、議第4号に係るご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長            ありがとうございます。では、これより議第4号について質疑に入ります。

ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員            (質問・意見なし)

議 長            別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、計画に異議のない委員は、挙手をお願いします。

委 員            (全員挙手)

議 長            全員異議がないとのことですので、議第4号は、計画のとおり決定いたします。

次に、議第5号「基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。

農林課、説明をお願いします。

青柳主事        それでは、議第5号「基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」、ご説明申し上げます。

22ページ、23ページをご覧ください。

(議案書の内容を説明)

以上、議第5号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長            ありがとうございます。では、これより議第5号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員            (質問・意見なし)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」、異議のない委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第5号は、計画に「異議はない。」と決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名、押印する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員